

# 第2期裾野市行政財政構造改革に係る資料集

令和3年8月

裾野市行政改革推進委員会事務局

## 目 次

1	一般行政職の給与の分析	・・・ 2
2	裾野市の財政分析	・・・ 7
3	裾野市の教育のあり方について 提言書	・・・ 20
4	裾野市幼児施設整備基本構想 改訂版	・・・ 23
5	学校教育施設再編推進本部の設置	・・・ 25
6	補助金見直し実績	・・・ 26
7	裾野市における借地状況	・・・ 28
8	第1期裾野市行財政構造改革の取組結果	・・・ 29
9	監査委員事務局からの決算審査意見書	・・・ 40

一般行政職の給与の分析について

R2給与等の比較より (一般行政職・・・保健師、企業、美化センター、学校教育課、幼稚園、税務課、保育士、栄養士 以外)

団体名	一般行政職員数(参考)	人口千人当たりの一般行政職員数(参考)	ラスパイレース指数	順位	平均年齢	順位	平均給与月額						主な手当の内訳(平均月額)																					
							給料月額A		諸手当月額B		A+B		扶養手当		地域手当		住居手当		通勤手当		特殊勤務手当		管理職手当C (参考)				時間外勤務手当D		C+D		計			
							順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	5級以上の職員割合	順位	管理職員手当支給職員割合	順位	順位	順位	順位	順位	順位		
平均	394	4.2			41.3		319,392	6	73,974	1	393,366	1	9,069	1	9,978	1	5,061	8	7,023	13	144	4	9,514	1	39.1%	4	16.6%	3	32,691	9	42,205	5	73,481	1
裾野市	220	4.3	101.0	12	41.7	14	324,500	6	101,466	1	425,966	1	11,298	1	28,200	1	4,909	8	6,363	13	265	4	16,933	1	45.9%	4	26.8%	3	33,482	9	50,415	5	101,450	1
沼津市	786	4.0	103.1	3	39.6	5	316,800	12	91,285	3	408,085	6	8,508	15	20,000	3	6,229	6	7,032	9	293	3	6,180	20	39.1%	11	9.7%	21	42,985	4	49,165	7	91,227	3
熱海市	235	6.5	103.5	1	42.5	17	336,200	1	73,162	8	409,362	5	9,138	8	-	18	6,738	3	5,078	18	-	-	8,846	11	46.8%	3	12.3%	17	43,103	3	51,949	4	72,903	8
三島市	414	3.8	103.2	2	40.3	6	317,800	10	61,200	15	379,000	12	8,014	16	10,300	8	6,628	4	5,247	17	137	6	8,778	12	41.5%	9	14.5%	13	20,576	15	29,354	16	59,680	15
富士宮市	496	3.8	102.1	8	41.5	12	316,300	13	95,937	2	412,237	4	7,957	18	10,000	12	7,411	1	6,711	11	485	1	8,388	13	45.0%	6	14.7%	12	53,324	1	61,712	1	94,276	2
伊東市	311	4.6	101.3	11	40.7	8	321,100	7	46,915	20	368,015	17	8,704	13	570	13	4,044	16	8,801	3	226	5	7,663	16	11.6%	21	11.6%	18	16,090	20	23,753	21	46,098	20
島田市	475	4.8	100.4	14	41.7	15	318,900	8	55,460	17	374,360	16	8,768	11	155	17	6,246	5	7,151	8	5	14	8,240	14	37.1%	13	19.4%	8	24,567	14	32,807	15	55,132	17
富士市	901	3.6	102.2	6	42.6	18	335,500	2	87,221	4	422,721	2	9,825	5	10,700	6	3,700	17	8,464	5	432	2	6,857	19	45.5%	5	10.1%	20	46,477	2	53,334	3	86,455	4
磐田市	548	3.2	98.1	17	44.6	21	328,300	4	69,014	12	397,314	9	10,293	3	20,900	2	3,306	20	6,897	10	2	15	10,006	9	33.8%	15	18.6%	9	17,587	19	27,593	19	68,991	12
焼津市	586	4.2	100.6	13	41.5	13	318,700	9	71,886	10	390,586	10	8,849	9	10,100	10	4,614	12	9,006	2	87	9	7,527	17	42.2%	8	13.3%	15	31,425	11	38,952	13	71,608	10
掛川市	448	3.8	102.2	7	42.2	16	333,200	3	79,729	6	412,929	3	10,114	4	10,776	5	4,190	15	7,275	7	34	11	12,629	7	51.1%	2	23.2%	7	34,353	8	46,982	9	79,371	6
藤枝市	517	3.6	102.0	9	39.5	4	315,200	14	85,919	5	401,119	7	8,700	14	10,200	9	6,817	2	10,249	1	6	13	7,339	18	43.3%	7	12.6%	16	42,078	6	49,417	6	85,389	5
御殿場市	387	4.4	101.6	10	39.3	3	305,900	18	68,985	13	374,885	15	8,709	12	19,900	4	5,579	7	5,260	16	88	8	13,740	4	35.4%	14	25.3%	4	15,587	21	29,327	17	68,863	13
袋井市	342	3.9	102.4	4	40.9	10	326,900	5	72,665	9	399,565	8	11,000	2	10,500	7	4,882	10	6,436	12	18	12	13,336	5	52.0%	1	27.5%	2	26,452	12	39,788	11	72,624	9
下田市	155	7.4	99.1	15	38.5	1	292,900	21	45,894	21	338,794	21	8,004	17	189	16	4,599	13	8,777	4	-	-	5,132	21	22.6%	20	11.0%	19	18,745	18	23,877	20	45,446	21
湖西市	256	4.3	102.4	5	39.1	2	307,600	15	70,237	11	377,837	13	7,932	19	10,100	11	4,902	9	7,429	6	37	10	14,659	3	38.3%	12	24.6%	5	25,030	13	39,689	12	70,089	11
伊豆市	247	8.2	96.5	21	43.3	19	306,200	17	59,099	16	365,299	18	8,833	10	-	19	3,638	18	5,366	15	-	-	8,017	15	31.2%	16	14.2%	14	32,591	10	40,608	10	58,445	16
御前崎市	209	6.5	97.6	19	40.5	7	304,100	19	53,918	18	358,018	19	7,787	21	-	21	4,708	11	4,274	20	134	7	16,841	2	29.2%	17	29.2%	1	19,879	16	36,720	14	53,623	18
菊川市	258	5.3	98.5	16	40.9	11	306,400	16	48,672	19	355,072	20	9,759	6	240	15	3,600	19	5,714	14	-	-	9,684	10	24.8%	19	15.5%	11	19,337	17	29,021	18	48,334	19
伊豆の国市	242	5.0	97.9	18	43.8	20	317,400	11	62,718	14	380,118	11	7,929	20	-	20	2,971	21	3,187	21	-	-	12,863	6	39.3%	10	23.6%	6	35,536	7	48,399	8	62,486	14
牧之原市	243	5.4	96.8	20	40.8	9	302,600	20	74,779	7	377,379	14	9,231	7	402	14	4,553	14	4,782	19	-	-	12,027	8	28.0%	18	17.3%	10	42,675	5	54,702	2	73,670	7

## 諸手当分析（一般行政職）について

**扶養手当** 県内 1位/21（類似団体 8位/86）

制度：国に準拠（配偶者、父母等 6,500 円が部長級においては 3,500 円とする制度は未導入であるが、導入団体は 8 団体と少なく、影響は軽微。）

○県内 1 位ではあるが、平均額とも乖離がみられない。扶養人数の実績によるもの。

**地域手当** 県内 1位/21（類似団体 13位/86）

制度：国基準に比べ低率で支給

○地域手当率 8%は県内で最高支給率であるため。

○国基準の支給率は 15%であるが 8%支給としている。

○全国の市 772 団体中で国基準の支給率より低率で支給している市は 33 団体（高率で支給している市は 29 団体）であり、その中でも裾野市が最も国基準に対して低率で支給している（△7%）。

県内各団体の地域手当の支給状況は下記のとおり

団体名	支給率	国基準 支給率	団体名	支給率	国基準 支給率
裾野市	8.0	15.0	藤枝市	3.0	3.0
沼津市	6.0	6.0	御殿場市	6.0	6.0
熱海市		0.0	袋井市	3.0	3.0
三島市	3.0	3.0	下田市		0.0
富士宮市	3.0	3.0	湖西市	3.0	0.0
伊東市		0.0	伊豆市		0.0
島田市		0.0	御前崎市		0.0
富士市	3.0	3.0	菊川市		0.0
磐田市	6.0	6.0	伊豆の国市		0.0
焼津市	3.0	3.0	牧之原市		0.0
掛川市	3.0	3.0			

**住居手当** 県内 8位/21（類似団体 29位/86）

制度：国に準拠

○住宅の借入れ実績によるもの。

**通勤手当** 県内 13位/21 (類似団体 19位/86)

制度：独自基準 (別紙)

- ほぼすべての距離基準において県内で最高支給額。
- 職員の居住地から勤務署までの距離、市域の広さや勤務署の立地等により支給額が影響を受けるため上位にない。

**特殊勤務手当** 県内 4位/21 (類似団体 11位/86)

制度：独自基準

- 各団体が独自の基準で支給しているが、他団体と比較して高額な手当は支給していない。
- 給料表を職種により分けていないため (一般行政職給料表 1 表で運用)、専門職に対する特殊勤務手当が発生する。

**管理職手当** 県内 1位/21 (類似団体 17位/86)

制度：独自基準

- 管理職手当支給者の占める割合が高い (県内 3 位)。
- 他団体と比較して課長及び課長代理の手当額が高い。
- 団体の規模に関係なく最低限の所属数は確保しなければならないため、小規模団体は管理職の占める割合が高く、平均支給額は高額になる傾向にはあるが、同規模単体と比較しても高い。小規模所属が多く所属数が多い。

**時間外勤務手当** 県内 9位/21 (類似団体 23位/86)

制度：国に準拠

- 事務効率化により削減するしかない
- 管理職手当と共に高い傾向にあることは問題。管理職員が多ければ時間外勤務手当支給対象者も減るため額は低額になるはずである。

職員の給与分析については、総務省が公表している、『令和2年 地方公共団体別給与等の比較』により行いました。

## 用語の説明

### 【一般行政職】

一般行政職とは、保健師、企業（水道）、美化センター、学校教育課、幼稚園、税務課、保育士、栄養士以外の職で、主は事務職員です。

### 【ラスパイレス指数】

全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

### 【扶養手当】

扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。扶養親族の範囲は、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている配偶者、満22歳未満の子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母並びに心身に障害を有する者に限られています。

### 【地域手当】

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。

### 【住居手当】

借家・借間に居住する職員に支給される手当です。

### 【通勤手当】

通勤のため、交通機関や自動車等を利用している職員に支給される手当です。自動車等を利用の場合は、通勤距離に応じて支給されます。

### 【特殊勤務手当】

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当ではないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当です。

**【管理職手当】**

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性にかんがみて支給される手当です。

**【類似団体】**

総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことです。

現在、類似団体の類型は、まず権能に応じて、指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区、町村に分類し、さらに一般市と町村は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）に応じて、一般市は16類型、町村は15類型に分類しています。